

令和3年8月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和3年8月6日(金)午後2時30分から午後4時02分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第1(議案第20号) 相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和4年度に使用する教科用図書の採択について(学校教育部)

日程第2(議案第21号) 相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和4年度に使用する教科用図書の採択について(学校教育部)

日程第3(議案第22号) 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和4年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について(学校教育部)

日程第4(議案第23号) 光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について(教育環境部)

日程第5(議案第24号) 事務の代理の承認について(教育環境部)

4. 報告案件

日程第6(報告第12号) 相模原市図書館事業評価について(図書館)

出席した教育長及び委員(5名)

教 育 長 鈴木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 白 石 卓 之

欠席した委員（1名）

委員 宇田川 久美子

説明のため出席した者

教育環境部長 井上 隆 学校教育部長 細川 恵

教育局参事 兼杉 千秋 教育総務室総括副主幹
兼教育総務室長 (総務企画班) 的場 秀剛

教育環境部参事 佐藤 洋一 学務課担当課長
兼学務課長 (就学支援班) 清水 芳枝

学務課主査 逸見 智弘 学校教育課長 松本 祥勝

学校教育課担当課長 菅原 勝 学校教育課指導主事 藤本 祐之
(学力保障推進班)

教育センター所長 宮原 幸雄 教育センター指導主事 中井 庸晴

教育センター指導主事 小野 響子 教育センター指導主事 駒村 彰彦

生涯学習部参事 遠藤 誠 相模大野図書館長 杉山 吏一
兼図書館長

橋本図書館長 石井 望

事務局職員出席者

教育総務室主任 島崎 順崇 教育総務室主任 高橋 亮

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

なお本日、宇田川委員より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と白石委員を指名いたします。

なお、本日は報道機関から撮影及び録音に係る許可申請書が提出されております。傍聴規則第 7 条の規程に基づき、いずれも認めることといたしますが、撮影につきましては会議冒頭のみ許可いたします。

それでは、撮影をお願いいたします。

(撮影)

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

日程に入ります前に、新型コロナウイルス感染症への対応についてご報告させていただきます。

ご承知のとおり神奈川県においても 8 月 2 日に緊急事態宣言が発令されました。市立小中学校等につきましては、現在夏休み中ではございますが、宣言期間中の修学旅行は原則中止とし、部活動などについても感染リスクの高い活動は行わないこととしております。

また、公民館や博物館などにつきましては、本日から休止し、図書館につきましては読書室や貸室の利用休止をするなど、サービスを一部制限しております。

今後も十分な警戒を続けながら新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、判断してまいります。

引き続き、適宜ご相談、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和 4 年度に使用する教科用図書
の採択について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、議案第 2 0 号、「相模原市立小学校及び義務教育学校前期課程において令和

4年度に使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

審議に当たりまして、発行者名につきましては、略称を用いて敬称は省略させていただきます。それでは、事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第20号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り、相模原市立小学校及び義務教育学校前期課程において令和4年度に使用する教科用図書を採択いただきたく、提案するものでございます。

具体的なことにつきましては、学校教育課長よりご説明申し上げます。

松本学校教育課長 令和3年5月の教育委員会定例会、議案第16号におきまして、教科用図書の採択基本方針といたしまして、「相模原市立小学校及び義務教育学校前期課程において令和4年度に使用する教科用図書は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り、採択する」とご決定いただいたところでございます。

よって、令和4年度に相模原市立小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科用図書につきましては、お手持ちの資料2枚目でございます別紙一覧のとおり、現在使用しているものと同一のものを採択いただきたく、提案申し上げます。

以上で、議案第20号についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 小学校の教科書については、2年前にこの一覧、2ページのとおり、議論を尽くし、決定したことです。このとおり進めていただきたいと考えています。

そして、今年度はこれらの教科書を用いた2年目の年となりますので、各学校においては主体的、対話的で深い学びの実現に向けた更なる授業改善を引き続き、推進していただけたらと考えております。

鈴木教育長 小泉教育長職務代理者から、このとおりで、というご意見がございました。ほかによろしいでしょうか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第20号、「相模原市立小学校及び義務教育学校前期課程において令和4年度に使用する教科用図書の採択について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和4年度に使用する教科用図書
の採択について

鈴木教育長 次に、議案第21号、「相模原市立中学校及び義務教育学校後期課程において令和4年度に使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

審議に当たりまして、発行者名につきましては、略称を用いて敬称は省略させていただきます。それでは、事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第21号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び施行規則第6条第3号に則り、相模原市立中学校及び義務教育学校後期課程において、令和4年度に使用する教科用図書を採択いただきたく提案するものでございます。

具体的なことにつきましては、学校教育課長よりご説明申し上げます。

松本学校教育課長 議案第21号について、ご説明申し上げます。

令和4年度に相模原市立中学校及び義務教育学校後期課程において使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づきまして、社会歴史的分野の種目以外につきましては、お手持ちの資料2ページ目の別紙1の一覧のとおり現在使用しているものと同一のものを採択いただきたく提案申し上げます。

中学校社会歴史的分野の種目のみにつきましては、令和3年5月の教育委員会定例会、議案第16号におきまして、教科用図書の採択基本方針の中で、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号により採択替えを行うことは可能であることから、県の調査研究結果のほか令和2年度の教科用図書採択時に使用いたしました調査研究の観点に基づいて調査・研究し、令和2年度における採択の理由を踏まえ、採択するとご決定いただいたところでございます。

よって、本日は中学校社会歴史的分野につきましては、資料3ページ目でございます別紙2、令和4年度使用中学校用図書目録の中から採択いただきたく、ご提案いたします。

続きまして教科用図書の採択について、これまでの経過をご説明いたします。恐れ入りますが資料の7ページをご覧ください。

議案第21号参考資料2についてでございます。この図の中心に相模原市教育委員会が

ございます。5月定例会におきまして、教科用図書採択基本方針をご決定いただきました。その結果を踏まえ、5月から6月にかけて、教育委員から任命された調査員が採択基本方針に基づき、必要な事項の調査研究を行い、調査研究報告書をまとめました。

これらの取組と併せまして、広く市民の方々に教科用図書をご覧いただくために、図の左にあります教科書展示会を6月11日から市内2か所の教科書センターにて開催してまいりました。

以上、これまでの教科用図書採択に係る経過でございます。

なお、教育委員の皆様におかれましても実際に教科書をご覧いただき、研究を進めていただいているところでございます。

本日は、まず社会歴史的分野の調査研究結果につきまして、事務局である教育センターからご報告申し上げます。その調査研究の結果等を参考に議案第21号別紙2、中学校用教科書目録(令和4年度使用)、社会歴史的分野の中から1種の教科用図書を採択いただきまして、最終的に社会歴史的分野以外の教科を含めまして採択いただく形でご提案いたします。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 今、説明がございましたが本年度の採択につきましては、5月の定例会において採択方針をご決定いただいているところでございますが、改めて確認いたします。

この社会歴史的分野について、昨年度は7者から教科用図書が発行されており、新たに文部科学大臣の検定を経て、今年度、株式会社自由社の新しい歴史教科書が発行されることとなったことから、8者から教科書が発行されることとなりました。

そこで事務局より、まず社会歴史的分野について1種の教科書を採択し直した後、他の教科も含めて採択する形での提案がありましたが、その形で進めてよろしいでしょうか。

小泉教育長職務代理者 教科書採択の原則である公平、公正の観点から、事務局の提案どおり、社会歴史的分野については、新しい教科書の調査研究結果報告を聞きまして議論した後、相模原市の子どもたちにとって適するものを採択し直すことが適当であると私は考えます。

鈴木教育長 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 では、そのような形で、まずは社会歴史的分野の調査研究について事務局より説明をいたします。

宮原教育センター所長 それでは、社会歴史的分野の報告をさせていただきます。

社会歴史的分野は、昨年度は7者から教科書が発行されており、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に入って文部科学大臣の検定を経て、今年度、株式会社自由社の新しい歴史教科書が新たに発行されることとなったことから、8者から教科書が発行されることとなりました。

全体的な特徴といたしましては、新学習指導要領解説に示されている歴史的な見方、考え方に基づいた課題解決型の授業づくりがされるよう、学びのプロセスが具体的に示されているものが多く見られました。また、我が国の国土の理解や歴史・文化を大切にし、よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成する工夫が各者で見られました。

7者については、昨年度、調査・研究検討結果報告書を基にご議論いただいたとおりであり、ここでの報告は割愛いたします。

令和4年度、新たに発行されることとなった自由社、新しい歴史教科書についてでございますが、全体を通して個々の人物の生き方やその働きが社会や文化にどう影響を与えたかを示し、社会的事象の理解が深まるような工夫や配慮がされている構成となっております。

それでは、観点4について、お手元の教科書64ページ、65ページをご覧ください。

各時代から見出した課題について調べたり、郷土の歴史や文化をまとめる調べ学習のページが掲載されており、写真や図を多用していることから生徒にとって分かりやすく、理解が深まるような構成となっております。

次に、観点13について、103ページをご覧ください。各章末に時代の比較や関係を考える課題として、時代の特徴を考えるページが設定されており、各事項の特色を比較することで時代の特徴を端的に考えさせる構成となっております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 質疑、議論に入る前に、会議の進め方という形で提案という形になるのでしょうか、昨年度、7者については議論を重ねまして帝国書院を採用していることですので、その帝国書院と今回の自由社を比べる形ではいかがでしょうか。

鈴木教育長 今、小泉教育長職務代理者から帝国書院と自由社を比べる形で議論を進めたいということの提案がありました。どうでしょう。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 そのような形で議論を進めていきたいと思います。

小泉教育長職務代理者 それでは早速、質問をさせていただきます。

先ほど自由社の調査報告がありましたけど、各時代から見出した課題、問いについて調べたり、郷土の歴史や文化をまとめたりなどの工夫点があるということをお聞きしましたが、帝国書院についてはその点はどうだったのでしょうか。お聞かせください。

駒村教育センター指導主事 帝国書院の教科書の52ページから55ページまでをご覧ください。4ページにわたり国風、文化における貴族を中心として展開された生活や文化の様子について、鳥瞰図や写真資料を多用して立体的に捉えさせ、絵画資料により貴族の生活についてより具体的に捉えやすくする工夫が見られます。さらに節の問いの振り返りでは、撰録政治や文化の移り変わりについて時代間比較ができるように考察の視点が示されており。

小泉教育長職務代理者 今の説明のとおり、漢字から仮名文字への変化や東アジア諸国の文字とか、万葉集とか、古今和歌集における花の好みなどの資料を用い、国風文化の展開を多角的に捉えているなという工夫が私も見てとれました。

岩田委員 私も今、説明いただいた帝国書院の章とか節ごとに立てられている問いというのが、生徒にとっても学習の視点であるとか、見通しを持って自分でこの問いについて考えをまとめていけるように工夫されていると改めて思ったので、その点は評価できると思います。

鈴木教育長 岩田委員から、そういう点で評価ができるというお話がございましたが、ほかにもございますか。

白石委員 私は自由社の教科書を見て、この時代はこうだったという、ある意味、断定的な形で書かれているような印象を持ちました。ある意味、そういう意味で分かりやすいと感じました。

ただ、果たしてそれが子どもたちにとって自ら考えを深めていけるかと考えたときに、特に歴史は見る側によって見方が変わってきてしまうというところがありますので、難しいなと感じました。よって教科書の問いの立て方は非常に重要だと思います。

私も総合学習センターで行われていました教科書センターに立ち寄りまして、展示会の方も参加してみたのですが、非常に様々な教科書が置いてありまして、興味深い印象を持ちました。

なので、同じ事象をどのような視点で表現しているか比べてみると何を伝えたいのかと

いうところが見えてくるところがあるような気がしています。

平岩委員 構成とか時代間の比較についてのご意見がありましたけど、私はもう1つ同じ事柄を、それぞれの教科書がどのように表現しているかという点でもちょっと比較をしながら見てみました。

帝国書院は子どもたち自身が歴史を学ぶ中で、文化や生活の多様性に気づくことができる工夫がされていると思います。昨年も話題に挙がったと記憶しているのですが、タイムトラベルのページに代表されるように、様々な視点で歴史上の事柄を捉えるような資料が充実している、これは帝国書院に見られました。

一方、自由社なのですけれども、歴史上の事柄を断定的に訴える内容が多いように感じました。また、もっと知りたいコラムというところが割と特徴的かなと感じたのですが、そのようなところでもそれを感じました。

私は教科としての歴史というのは、子どもたちが将来を生きていくために歴史から何かを感じ取って、そして自分で考える力をつけるということではとても大事な教科とされているのですが、それを考えますと相模原市の子どもたちの教科書として、自由社と帝国書院のどちらが適切かということ考えたときに、自由社に関しては少し疑問を感じる部分がありました。

鈴木教育長 自分で考えるというところがやはり大事かなと感じます。

小泉教育長職務代理者 これは質問になるのですが、今も議論等の中の話に挙がっていますけれども、各時代における課題や問いを基に相互の時代の比較とか関係性を考えることが歴史を学ぶ上で私は重要だと考えていますが、時代間の比較について改めて2者の特徴であるとか違いであるとかといったことを教えていただけたらと思います。

駒村教育センター指導主事 帝国書院の教科書につきまして、58ページをご覧ください。

帝国書院では、歴史的な見方、考え方を働かせながら当時の人々の営みや社会の仕組みなどについて、各時代の特色や時代変遷を理解することができるタイムトラベルのページが設定されています。イラストなどから前後の時代と比較することができ、各時代の様子を見通せるように描かれ、学習の振り返りにも活用ができます。

一方、自由社の教科書については103ページをご覧ください。

各章末に時代の比較や関係性を考える課題として、時代の特徴を考えるページが設定されています。また、各時代を自分の言葉でまとめる活動として、一言作文が設定されており、時代の特徴を考え、自分の言葉で表現する工夫がなされています。

白石委員 先ほど平岩委員も取り上げておりましたけれども、帝国書院のタイムトラベルのページについては、人と社会との関わり、そして、まちの広がり把握できることで、社会的事象をより多面的、また多角的に考えられますし、描かれている道具や人々の表情なども時代ごとに異なっていて、歴史的背景を考えるヒントになると思います。

そして、歴史の大きな流れの理解や各時代の特色を理解し、産業の発達、人々や社会の様子など、他の時代との共通点や相違点に着目して、各時代の特色を明らかにしていることは大切だなと感じます。

鈴木教育長 意見ということで、よろしいですかね。

白石委員 はい。

岩田委員 私もこの2者を比較する形で検討してみたのですが、やはりその歴史を学ぶ上で、様々なつながりであるとか、歴史上の事象だけではなくて、その先の広がりをもって捉えていくということは大事だと思っていて、例えば東日本大震災の記録が自由社だと277ページで、帝国書院だと283ページにあるのですが、自由社の方で見ると映像的には写真とかも載っていて、その悲惨さが伝わるのですが、文章を見ていると原子力発電所の震災に伴う事故で多くの方が避難生活を強いられましたという形で終わって、また次の、別のトピックに移っていくのですが、帝国書院の方では、原子力発電所の事故をきっかけにエネルギー確保の方法が改めて議論されと続いていて、あと再生可能エネルギーの話であるとか、持続可能な社会の実現をどう取り組んでいくのかという形に、話の内容が広がりを見せて、記してあると思います。

やはりこの歴史の事象を伝えていくだけではなくて、今の私たちの生活のところにもつながる形で、この先の未来をどう見据えて、広げていくのかという問いが教科書に書かれているということで評価できますし、相模原市の子どもたちが学ぶ教材としても、そういう広がりの中で考えてほしいなと思います。

鈴木教育長 ありがとうございます。大事な話で、先の未来を考えていくというのは本当に重要な話だと思います。

各委員からいろいろな意見ございました。ほかによろしいでしょうか。

各委員の皆様から様々な視点でご意見いただきました。特にこの歴史的分野におきましては、鳥瞰図ですとか、絵画資料、写真資料を多用し、人々の生活の様子等がより捉えやすくする一方、各時代間の比較が可能となるような工夫がなされており、多面的、多角的な視点で歴史的事象を捉えやすい点等から、帝国書院が適しているという意見が多かった

と思います。

今までの意見交換、あるいは協議の中で、さらにご意見ございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、社会歴史的分野については、株式会社帝国書院出版の「社会科 中学生の歴史」を採択するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、歴史的分野については株式会社帝国書院出版の「社会科 中学校の歴史」を採択することといたします。

続いて、社会歴史的分野以外の種目について質疑、ご意見等はございませんか。

小泉教育長職務代理者 小学校の教科書用図書採択と同様に、中学校採択については1年前にこの一覧のとおり議論を尽くし、決定したことです。先ほどのとおり、このとおり進めていただけたらと考えております。

鈴木教育長 小泉教育長職務代理者から、このとおりということでご発言がありました。よろしいでしょうか。

これより、採決を行います。

議案第21号、「相模原市立中学校及び義務教育学校後期課程において令和4年度に使用する教科用図書の採択について」社会歴史的分野については、株式会社帝国書院出版の「社会科 中学生の歴史」を採択し、他の種目について原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第21号は可決されました。

相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和4年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について

鈴木教育長 次に、議案第22号、「相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和4年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について」を議題といたします。それでは、事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第22号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校で令和4年度に使用する特別支援教育関係教科用図書として、学校教育法第34条第1項及び附則第9条第1項の規定に

より、教科用図書として使用する図書につきまして、採択いただきたく、提案するものでございます。

具体的なことは学校教育課長より、ご説明させていただきます。

松本学校教育課長 それでは、議案第22号につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、特別支援教育関係教科用図書の概要について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料27ページ、議案第22号参考資料2をご覧くださいたく存じます。

特別支援学級に在籍する児童生徒につきましては、資料 から までの4つの図書を教科用図書として使用することができます。

につきましては、通常の学級と同じ教科用図書でございます。 につきましては、特別支援学級の児童生徒が在籍する学年よりも下の学年の教科用図書となります。例えば、小学校5年生の特別支援学級に在籍する児童が2年生の教科用図書を使用することができる、こういうようになっております。 につきましては、「文部科学省著作特別支援学校用教科用図書」となります。視覚・聴覚障害者用や星本と呼ばれる知的障害者用がございます。

机上に置かせていただいております教科用図書「星本」をご覧くださいたく存じます。

こちらの方に星が1つから5つまでのものがございまして、児童生徒の実態に応じまして選択できるようになっております。

これら から までの教科用図書で適当なものがない児童生徒に対して使用できるものとして、 の学校教育法附則第9条の規定による「一般図書」を教科用図書として使用することができることになっております。

机上に置かせていただいている「一般図書」をご覧くださいたく存じます。

9条本とも呼ばれております一般図書につきまして、特別支援学級の児童生徒の実態に合わせて、保護者と学級担任が相談しまして教科用図書として選定いたしております。

次に、特別支援教育関係教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。お手持ちの資料2ページを開けていただきたく存じます。別紙1がございました。

令和4年度に使用する小学校、中学校及び義務教育学校で使用される点字版や星本を含む、文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用教科用図書について、採択していただきますようお願い申し上げます。

また、学校教育法附則第9条により定められた教科用図書、いわゆる一般図書についてでございますが、これらの一般図書につきましては、お手持ちの資料9ページにござい

す。

これは別紙2になりますが、令和4年度に相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用できる学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、一般図書の一覧でございます。

これにございますように児童生徒の教育的ニーズに応じたものとなるよう、文部科学省の一般図書契約予定一覧の中から本市における採択基本方針や観点を踏まえた上で、各学校において調査・報告されたものを本市の一覧として採択していただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これに関して質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

小泉教育長職務代理者 数字的な質問になります。今年度の特別支援学級に在籍する児童生徒の人数、そして、その児童生徒の中で、どのくらいの児童生徒が今、ご説明があった一般図書を使用されているのか、お聞きできたらと思っております。

小野教育センター指導主事 今年度、特別支援学級に在籍している児童生徒数は、5月1日現在で、1,633名でございます。そのうち4割ほどの児童生徒が一般図書を使用しております。

平岩委員 もう少し一般図書についてお伺いしたいのですが、今年度はどのような一般図書が多く使われているのでしょうか。教えてください。

小野教育センター指導主事 今年度、多く使用されている一般図書は日本教育研究出版の「ひとりだちするための算数・数学」や株式会社パイ インターナショナルの「和英えじてん」などの個に応じた内容で視覚的に分かりやすく工夫されているもの、児童生徒がじっくりと取り組めるもの、実生活につながることでできるものが多く使用されております。

岩田委員 新しく特別支援学級に入学する1年生という場合には、どういうふうに新入学の1年生に対しての本を選んでいるのか。その選び方を教えてください。

鈴木教育長 新しく入学する、小学校1年生ということでよろしいですかね。

小野教育センター指導主事 特別支援学級に入学する新1年生は就学前に就学相談を受けており、その中で必要な教科書についても相談させていただくこともあります。1年生の教科書は、視覚的にわかりやすく整理されていたり、構造化されていたりするため、多くの新1年生は当該学年の検定本を使用しております。入学後、学習面で難しさがあった場

合は、各担任が教材等の工夫などにより支援、指導を行っております。

白石委員 星本についてお伺いをしたいのですが、星本について、子どもの実態に応じて選ぶものと思っていますけれども、星の数が1から5までであるというのはどういった違いなのでしょうか。

小野教育センター指導主事 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、知的障害である児童生徒のための各教科等の目標や内容が各段階において設定されております。星本は、その段階に合わせ、小学部が星1から3、中学部が星4から5となっております。特別支援学級では、子どもの実態に応じた段階の星本を使用することができます。

鈴木教育長 1から3までというと大体、1が2学年、1年、2年、そういうイメージでよろしいですかね。

中井教育センター指導主事 星1から3までが小学部になってございますが、1段階から3段階まで、それぞれの実態に応じて変わっておりますので、学年というよりはその子の実態に合わせて選ぶこととなっております。

鈴木教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これより、採決を行います。

議案第22号、「相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和4年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について」、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第22号は可決されました。

ここで休憩いたします。午後3時20分に再開いたします。

(休憩・15:08～15:20)

光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について

鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程4、議案第23号、「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

井上教育環境部長 議案第23号、光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について、ご説明申し上げます。

今回、提案いたします対応方針でございますが、議案の中段にお示ししてございます、学校再編による学習環境の整備期間を考慮し、令和7年4月を目途に、青葉小学校を閉校し、光が丘小学校、陽光台小学校、並木小学校の3校に再編するものでございます。

恐れ入りますが参考資料の2ページ目、上段のスライドの右下に3と表示した資料をご覧ください。

光が丘周辺地域では、近年の少子化の進行に伴い、小学校の児童数が減少し、令和4年度に青葉小学校で、また令和5年度に並木小学校でクラス替えができない1学年1学級の学年が発生する過小規模校になることが予測されたことから、これを解消し、多様な考え方に触れることができる光が丘地区の望ましい学習環境のあり方を検討するため、保護者と地域の代表者で組織する「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」が設置され、検討が重ねられてまいりました。

下段のスライド番号4をご覧ください。平成30年8月から令和3年4月までに9回の検討協議会で議論され、令和3年5月10日に教育委員会に検討結果の報告書が提出されました。この報告書につきましては、5月14日の教育委員会定例会で報告をさせていただいたところですが、その概要につきましては、改めてご説明いたします。

次ページ上段スライド番号5の下段、矢印の下の部分をご覧ください。検討協議会として学習環境のあり方に係る基本的な考え方として、次の3点を掲げています。

1点目は、再編する学校の選定に当たっては、学校規模、学校施設の容量、通学路の安全確保等に留意する。2点目は、児童が交通量の多い村富線を渡る場合、安全対策を強化する。3点目は、小中一貫教育の環境を整え、より充実した教育を継続的に展開できる環境の実現を図るというものでございます。

続いて、下段のスライド番号6をご覧ください。検討協議会の議論でございますが、まず結論でございますが、まず短期的な方向性として、4小学校のうち過小規模校となる見込みである青葉小学校を閉校し、光が丘小学校、陽光台小学校、並木小学校の3小学校に再編し、小学校区と中学校区を一致させ、過小規模校の解消と小中一貫教育の効果的な実現に向けた環境整備を行うこととしております。

また、次期の方向性として、過小規模校となる見込みである並木小学校について、隣接している小学校との再編を小・中学校区の一致を図ることを含めて検討することとしております。

次ページ上段のスライド番号7をご覧ください。左側に現在の小学校の通学区域図を、

また右側に現在の中学校区の中学校の通学区域図をお示ししております。

また、下段のスライド番号 8 ですが、こちらは検討協議会において検討した第 1 段階、短期的な方向性の再編案を図で示しております。

続きまして、次ページをご覧ください。次期の方向性としてスライド番号 9 で、並木小学校を弥栄小学校へ。スライド番号 10 で並木小学校を光が丘小学校へ再編する案を図で示しております。

こうした検討協議会の検討結果を踏まえ、教育委員会として検討した結果を今日、提案をさせていただくものでございます。

次ページ下段、スライド番号 12 をご覧ください。相模原市では「相模原市立小中学校の望ましい学習環境のあり方に関する基本方針」及び「相模原市小中一貫教育基本方針」という 2 つの基本方針に基づき、児童生徒に対し、より充実した学習環境を提供できるよう整備を進めているところでございます。

次ページ上段、スライド番号 13 をご覧ください。前述の検討協議会の検討結果報告書の内容は、教育委員会の持つ 2 つの基本方針に合い即した内容となっていることから、報告に沿った形での市の対応方針として、学校再編による学習環境の準備期間を考慮し、令和 7 年 4 月を目途に、青葉小学校を閉校し、光が丘小学校、陽光台小学校、並木小学校の 3 校に再編することを提案するものでございます。

これにより期待される効果といたしましては、過小規模校を解消し、人間関係が固定されず、多様な考え方に触れることができ、望ましい学習環境を実現することや、小学校と中学校の通学区域の一致により、9 年間を見通した、より効果的な小中一貫教育が展開できることにより、子どもたちの教育環境をより充実させることができるものと考えております。

また、今回の対応方針においては、並木小学校の過小規模校の解消は行えないことから、第 2 段階として更なる再編について今後検討してもらいたいと考えております。

続いて下段のスライド番号 14 をご覧ください。再編に当たって生じる通学区域の変更や児童生徒が環境の変化に対応するための取組、跡地の取扱い等の諸課題につきましては、今後、庁内横断的に必要な部署と連携して対応してまいります。

次ページ上段、スライド番号 15 をご覧ください。本日、教育委員会として取扱いの方針を決定いただけましたら、必要に応じて保護者・地域への説明などを行いながら再編に向けた検討・手続を行い、準備が整った段階で関係する条例や規則の改正等について改め

てお諮りする予定でございます。

また、併せて第2段階の再編に係る検討、組織、設置の調整などを行い、検討協議会を開催したいと考えております。また、事業スケジュールの下段にあります市長部局の公共施設再編関係の動きとも連動いたしまして、継続して関係各課との情報共有や調整を図ってまいりたいと考えております。

以上で議案第23号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 2つの基本方針であるとか、子どもたちの教育的な効果を考える中で、妥当な形かなと思うのですけれども、あり方検討会の中で、極論でいえば「いや存続しろよ」みたいな、そういった現状維持を求めるような、そんなご意見等はあったのでしょうか。

佐藤学務課長 参考資料のページスライド番号4をお開きいただきますと、検討協議会での検討状況を内容付きで表示をさせていただいておりますけれども、9回、検討協議会を開催して、この報告書をいただいているというようなことになるのですが、その9回の内訳として、まず課題の整理から入ってございます。その課題の中では様々なご心配ごと、学校の統廃合による子どもたちの状況の変化ですとか、あるいは通学区域が伸びるだとか、そういうような課題をいただきました。

その課題について、それぞれが望ましい学校規模の検討ですとか、学区ですとか、小中一貫教育の検討だとか、そういったものを整理した上で、学校規模に重点を置いた課題の解決方策ですとか、小中学校の学区の整合性に重点を置いた課題整理、そういったものを踏まえて、今回の報告をいただいて、我々としても2つの基本方針に合致するというような判断をさせていただいているというようなことでございます。

鈴木教育長 若干、反対めいた意見があったのかということも何か。

佐藤学務課長 反対めいた意見というよりは、やはり過小規模校になるデメリットの方をご心配する意見の方が強かったです。

ですから、当然その地区に長くある学校ですから寂しさはあるのだと思うのですけれども、やはり子どもたちのことを考えて、この検討協議会というのは議論が進んできたという認識を持たせていただいております。

平岩委員 意見ということになると思いますが、多様な考え方に触れる人数で学習を進めるというのは、やはりこれは大切なことだと思います。人口の減少というのは、もう相模原市の場合、これから減っていくというのは、もうはっきり分かっているわけですから、幸い近隣に学校がありますので、ものすごく遠いところへ行かせるということはありませんので、これはもう再編というのは、私はいいと思います。

ただ、学区が変わるということは、生活圏が変わるということで、やはりそれなりに順応するためには時間がかかることだと思いますので、いろいろと戸惑いとかがある方もいらっしゃると思いますが、一つひとつ丁寧に進めていただければと思います。

岩田委員 内容的には今、平岩委員の意見と同意見で、全然これは事務的なところで、資料の最後のスライド15のところ、「令和4年(2021)年度」となっているのが「令和4年(2022)年度」かなというところだけを訂正していただければと思います。

白石委員 私もちょっと意見的な話になろうかなと思います。

私、昨日、一昨日と小中学校の先生方が教育課程の研究会ということで、今まで実践されてきたことを発表するのを見学させていただきました。

それで、その中で小学校と中学校、かつては別々にやっていたというのを、今は一緒になって教育、その地域の子どもたちとやっていこうという姿勢がすごく感じられました。いわゆる9年間を捉えてという意味だと思います。

そういうことを踏まえてもやはり小学校区と中学校区の関係性はすごく大切なのかなと改めて感じましたし、またもう1つ、さらに加えるとすれば、いわゆる社会教育、社会に開かれた教育課程という学習指導要領の大きな柱がありますけれども、そういう意味でも公民館区とも、今回は恐らく公民館区と小学校区、中学校区が、今までよりもすっきり近づいた形になっているのだと思います。そういうことも今後、またこういうケースが出てくるかと思うのですが、念頭に入れて検討していただければと思います。

佐藤学務課長 おっしゃるとおり、公民館区とそれから学区というものが一致するのが一番いいというふうな認識は持たせていただいておりますし、地域の方からもそのようなご意見をいただいておりますので、今後、第2段階、並木小学校のあり方についても今後、検討していくこととなりますので、そういった視点を持ちながら検討していきたいと考えております。

鈴木教育長 将来的には本当にいろんな意味で、時代の流れで見直しをする必要性も当然あるのだと思うのですね。

本当に相模原市の歴史から考えて人口急増のときに、こういうふうにある場所に人口急増に対応して学校を作ってきた。星が丘小学校がいっぱい光が丘小学校を作ったら、昭和50年、51年に2,000人を超えてしまった。これに対応しなくてはならないということで並木小学校を作って、並木小学校も1,000人を超えそうだ。それで陽光台小学校を作って、そこも1,000人を超えそうだ。青葉小学校を作って、弥栄小学校を作ると、これは今度、なかなか相模原市は2世帯住宅が作りにくかったので、時代とともに高齢化が進んで、子どもの数が少なくなって、もうクラス替えができないような学校が急速に迫ってきているという中で地域の方々に検討をお願いした結果、こういう形で報告をいただきましたので、私としてもこの形で進めていきたいと思っています。

それでは、これより採決を行います。

議案第23号、「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について」を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

事務の代理の承認について

鈴木教育長 次に日程5、議案第24号、「事務の代理の承認について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

井上教育環境部長 議案第24号について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により事務を臨時に代理したものについて、同条第4項の規定により報告するとともに、ご承認をお願いするものでございます。代理した事務は教育委員会規則の改正でございます。

改正した規則は、相模原市就学奨励規則でございまして、今年度を実施する修学旅行の経費について交付の期間の特例に係る規定を追加するものでございます。

今年度、結果的には8月2日に発出された緊急事態宣言を受け、8月の修学旅行は実施しないことといたしましたが、この期間に修学旅行の実施を予定していた学校が多く、早急な対応を要したため、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がございませんでしたので、臨時に代理したものでございます。

改正の内容についてでございますが、次のいずれにも該当する場合について、修学旅行

費を特例で支給するものでございます。

(1)令和2年度の交付の決定を受けた者であって、令和3年度の交付の決定を受けていない者、(2)令和3年4月から7月までの間に実施を予定されていた修学旅行について、新型コロナウイルス感染症の影響により8月以降に延期された者が対象となります。

本市の就学奨励金につきましては、交付の期間を8月から翌年7月までとしており、その審査は前年中の所得により7月に行います。そのため、年度の途中で交付決定から不交付決定となる方がいらっしゃいます。

今年度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、修学旅行の日程を変更した結果、令和2年度と令和3年度の交付認定期間をまたいで修学旅行が延期をされました。その結果、当初の日程であれば援助を受けることができた修学旅行費用について、延期により援助が受けられなくなり、7万円程度の修学旅行費を一括して支払う必要が生じた場合があります。該当世帯については、修学旅行への参加を諦めざるを得ないことも想定され、制度の趣旨を踏まえ、令和3年度から不交付となる世帯を支援する必要があるため、規則を改正し、支給することとしたものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 救えるという意味ではとてもいいことだなと思います。

実際に該当する件数等、もし分かれば教えてください。

佐藤学務課長 中学校は35校174名、小学校は2校9名ということで、人数で言うと183名という形になります。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第24号、「事務の代理の承認について」を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第24号は承認されました。

相模原市図書館事業評価について

鈴木教育長 次は報告になります。日程 6、報告第 1 2 号、「相模原市図書館事業評価について」、事務局より説明をいたします。

遠藤図書館長 報告第 1 2 号、相模原市図書館事業評価について、ご報告をさせていただきたいと存じます。

まず、お手元の別紙 1 をご覧ください。本日、相模原市図書館事業評価書【概要版】に沿ってご報告させていただきたいと存じます。

こちらは別紙 2、相模原市図書館事業評価書、こちらの厚い方でございますが、こちらの第 1 章及び 2 章の内容を中心に概要としてまとめたものでございます。

まず概要版の 1 ページをご覧ください。

1、図書館事業評価の目的といたしましては、図書館法の規定等に基づき、図書館運営の状況について評価を行い、運営改善に活かすことを目的とし、実施いたしております。

2 の図書館事業評価の概要及び評価手法でございますが、(1)事業評価の概要のうち、アの評価期間につきましては、新・相模原市総合計画の後期実施計画期間に合わせ、平成 2 9 年度から令和元年度までの 3 年間といたしているところでございます。

イの評価の構成につきましては、本市図書館全体の利用者へのサービスに係る「全体評価」と市立図書館及び相武台分館、相模大野図書館、橋本図書館の各館で実施した事業に係る「各館評価」で構成をいたしております。

(2)の事業評価の手法といたしましては、第三者の立場から客観的に行われる外部評価、図書館職員の自己評価による内部評価と図書館利用者の満足度やニーズ把握等を目的に行うアンケート調査を採用しております。

(3)の全体評価につきましては、評価指標とそれに符合する定量的な評価項目及び目標値を設定し、目標値に対する達成状況を定量的に検証しているところでございます。

なお、評価指標及び評価項目につきましては、相模原市図書館基本計画の成果指標をベースに設定をいたしました。また、目標値につきましては、各評価項目の数値の経年変化等を参考に設定をいたしたところでございます。

おめくりいただいて 2 ページをご覧ください。

(4)の各館評価につきましては、各図書館で実施した事業を定性的に検証するものでございます。各図書館の主な事業を評価対象として、図書館職員が事業への取組や成果等について定性的に検証し、評価を行うとともに図書館利用者へのアンケート結果から評価や課題等を抽出しております。

なお、令和元年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館の影響により、アンケートの実施を見合わせたところでございます。

続いて、3の相模原市図書館事業評価の総括でございますが、(1)図書館協議会委員の主な外部評価として、各評価項目及び評価手法について評価された点や課題とされた点、今後の取組を表にまとめているところでございます。

表の一番上の蔵書の例で申し上げますと、蔵書更新を行いながら市民1人当たりの蔵書冊数を維持した点を評価いただいた一方で、新たな資料が少なく、利用者の多様なニーズへの対応が不十分であることや、全国的な平均値と比較し、市民1人当たりの蔵書数が不十分であることが課題として指摘をされたところでございます。

課題に対する今後の取組といたしましては、継続的に蔵書も質量を向上させるとともに、デジタル媒体等も含めた多様な資料や情報の提供、それらにアクセスするための環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

おめくりいただいて3ページをご覧ください。

次に(2)、全体評価の総括でございますが評価指標ごとに目標の達成状況を表にまとめてございます。なお、表中の網掛けは数値目標を達成した項目でございます。

アの蔵書に関する指標につきましては、市民1人当たりの蔵書数は平成29年度までは増加傾向にあり、それ以降は横ばいで推移をしております。参考図書（別添）の蔵書数及び郷土資料の蔵書数は、いずれも増加傾向で推移をしているところでございます。

今後の課題として、適切な蔵書更新とより効果的な蔵書の構築を行い、引き続き蔵書の質量の充実を図ることが必要と考えております。

イの利用に関する指標につきましては、市民1人当たりの貸出冊数、（別添）の子どもの貸出冊数は、いずれも中長期的に減少傾向にございます。（別添）の市民1人当たりの貸出冊数については、いずれの年度も目標以上の減少となり、子どもの貸出冊数については、平成30年度以降、目標以上の減少となりました。

貸出・返却等の基本的なサービスの利便性向上に努めるとともに、読書推進だけでなく、社会状況の変化に応じた取組を行うことで、資料の利活用につなげる必要があると捉えているところでございます。

4ページをご覧ください。

ウの来館に関する指標につきましては、入館者数につきましては、中長期的に減少傾向にあり、いずれの年度も目標以上の減少となってしまいました。

のおはなし会の参加者数、 のレファレンスの受付件数につきましては、中長期的には緩やかに増加してまいりましたが、令和元年度は、コロナ禍における臨時休館の影響により、大きく減少したところでございます。

こちらについては、おはなし会やレファレンスの更なる周知を図るとともに、入館者数の減少に対しましては、中長期的な計画に基づき継続的な取組や図書館の魅力や価値の捉え直しと発信により、利用者の拡充を図る必要があると捉えております。

なお、別紙の2の評価書の11ページから65ページにかけて全体評価の詳細を掲載してございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

最後に(3)各館評価の総括でございますが、各図書館において課題や利用者ニーズに即した蔵書構築を行い、継続的な資料の展示によって利用を促進するとともに、関係機関とも積極的な連携を図り、資料の利用につながるような事業を幅広い年代に向けて実施をいたしました。

また、図書館の事業を周知する取組の拡充や施設の整備など、利用環境の充実という側面からも利用促進を図っております。

今後も事業を計画的に推進し、図書館利用促進につなげることが課題であると捉えているところでございます。

おめくりいただいて5ページに、各図書館で実施した特色ある事業について各館評価に掲載した事業から一部を抜粋し掲載をしたところでございます。

また、別紙2の66ページ以降にも、その他の取組を含め各館評価の詳細を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

今回の評価に当たりいただいた、図書館協議会委員による外部評価、利用者意見を真摯に受け止めまして、今後とも改善を積み重ねながら、更に市民や地域に役立つ図書館を目指して、運営、活動していく所存でございます。

なお、今回のこの別紙1及び別紙2につきましては、本日の教育委員会への報告の後、速やかに図書館ホームページに公開する予定でございます。

以上で報告第12号、相模原市図書館事業評価についての報告を終わらせていただきます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 図書館につきましては、恐らく全国的に、コロナ禍も含めてですけれども、利

用は減ってきているところは承知をしております。

その中で質問といいますか、意見になるかと思うのですけれども、来館者数が大きく減ってきている中で、新たに図書館に来た人、今まで来たことがなかったけど、新たに図書館に来たり、また初めて図書の貸出券を作ったり、何かそういう方を少しずつでも増やしていければ、それが後々、来館者数なり、貸出数にも反映していくのかなと思います。

私、先日、大和市のショッピングモールに行ったときに、大和市の図書館の本の返却ボックスが結構大きなものが目立つところに置いてあって、こういうところにも置いてあるのだという、いわゆる来たことがなくても、そういうのを見たのをきっかけに来館への動機付けにもつながるのかなというような気がしました。

なので、何かそういうPRの仕方なども今後、検討していただければと思います。

遠藤図書館長 ご意見ありがとうございます。

図書館としても、小学校1年生の児童の皆さんに図書館の使い方すとか、登録のカード、そういうものをつけたものを全員にお配りしたり、あるいは、こども家庭課でやっているブックスタートの受取場所に図書館等もなっておりますので、そのときに登録とか、そういう呼びかけをしたりして、少しずつ努力をしているというところでございます。

鈴木教育長 ちなみに白石委員から話があった新規の利用者は、どのぐらいいるかというのは今、何か統計資料みたいなものはありますか。

遠藤図書館長 ちょっと正確な数字を持っていないので、たしか去年の速報値が。

鈴木教育長 なければ後で、もし分かれば教えてください。

遠藤図書館長 後で教育委員の皆様にごどれくらいかという数字をお示しします。

白石委員 ちょっと私、1つだけ気になった点という意味では、この本編、指導評価書の58ページに入館者数のタグの終わりの方に自治体間の相互利用の数値が出ておりまして、相模原市民が他市町村への図書館への登録は増加傾向にあると。

ただ、他市町村の方の相模原市立図書館への登録は減少傾向だと。結構、数字が他市町村から相模原市のマイナス16.1%、逆に相模原市民が他市町村への登録が23.3%増えているという、結構差をつけられているなというのがちょっと気になりまして、これは大和市のシリウスすとか、その辺の部分が結構、大きく影響しているのかなと思うのですけれども、ここら辺についてはどのような分析というか、取られているかちょっとお伺いできればと思います。

遠藤図書館長 白石委員がおっしゃるように、大和市すとか新しい施設が近隣にかなり

できていますので、そういう複合施設を持ったような魅力ある図書館というのができているというのも多少影響していると思いますし、やはり小田急線ですと、そういうところへすぐに行けてしまいます。

逆にちょっと相模原市の場合、全体の評価でも少し書かせていただきましたが、やはり蔵書の更新がもうちょっとあんまり進んでいないというところもあって、やはり魅力的なものが今のところできてないと分析をしているところでございます。

小泉教育長職務代理者 質問になるのですけれども、例えば総括の蔵書の中で、継続的な蔵書の質の向上であるとか、次のページにも引き続き蔵書の質の充実ということで、量は分かるのですけれども、その質という意味では、利用者の多様なニーズに対応したものは質が高いというのか、その質ということを少しかみ砕いていただくとありがたいです。

遠藤図書館長 質の部分につきまして、やはり図書館というのは売れている本を貸すということではなく、やはり先ほど、小泉教育長職務代理者がおっしゃったように、様々なニーズがございます。

例えば科学的な本であれば、常に科学の本というのは情報が新しくなったり、そういう新しい蔵書を構築していくとか、あるいは逆にある相模原市の郷土資料、そういうものはなかなか書籍で販売していないものもございまして、そういうものを市民の利用に供するために揃えていくとか、特色を持った、あるいはいろいろな分野にまたがったものを揃えていきたいということが質の向上というところで捉えているところでございます。

それから、先ほどご質問いただきました、1年間の新規登録者数についてですが、1万4,708人というのが新規登録者の数でございます。

小泉教育長職務代理者 質、量とも、やはり先立つものというのが大切になって、それがただ図書館だけで頑張れというわけではないかと思っておりますので、私も微力ではございますが声を出していきたいなと考えております。

白石委員 お答えをしていただいたので、今、1万4,708人というのは昨年度の新たに登録された方ということによろしいのでしょうかね。

遠藤図書館長 今、まだ令和2年度は作成中ですので、令和元年度の数字と捉えていただければと存じます。

白石委員 この数が今、令和元年度ということなので、その前年度と比べてこの数が増えていったらいいと思うのですね。なので、そんなような、今まで恐らく図書館に来られる

方はいわゆる常連の方が結構多いのだと思うのです。今まで来たことがないという方が、初めて図書館というのが、こんなあちこちに公民館の図書館も含めるとあちこちに本に触れる機会があるのに、存在を知らないがために、行ったことがないという方をどれだけ掘り起こしていけるのかなというところが大事かなと思いますので、行ってみたら多分、みんないろいろな発見があるのだと思うのですけれども、知らないがために行ったことがないというのがすごく、そうなってしまうと残念なので、ぜひ、そういうようなことも考えていただければと思います。

鈴木教育長　そういう取組も進めていかなければならないかなと感じているところです。よろしいでしょうか。

それでは、この件については終わらせていただきます。

ここで前回定例会後の私の活動状況等についてご報告いたします。

7月の19日、相模原市PTA連絡協議会の新役員と面会をさせていただきました。

それから7月の20日には、相模湖地域の千木良公民館の再整備事業に係る要望書の提出ということで、千木良公民館の別館を本館に統合して、別館を壊してしまうと。これに当たっての要望書をいただきました。

7月の31日には、新型コロナウイルス感染症の相模原市対策本部会議に出席いたしまして、8月の4日、5日、これは相模原市小・中学校等教育課題研究会に白石委員と出席をさせていただきました。

その他の感染症の対応に当たったところがございます。

では、ここで次回の会議予定を確認いたします。次回は、9月14日、火曜日、午後1時30分から、この第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は9月14日、火曜日、午後1時30分からの開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉　　会

午後4時02分　閉会